官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委四）　一
〔法規的告示〕
○消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部を改正する件（消防庁四）　二
○令和七管理年度における特定水産資源（みんくくじら）の採捕の停止に関する件（農林水産八一六）　三
○生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示（関東信越厚生局三）　三
〔その他告示〕
○保安林の指定をする件（農林水産八一七～八三二）　三
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件（農林水産・経済産業・環境五）　五
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、共同使用の条件変更、新規提供が決定された件（防衛一三〇）　五
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　財務省　岐阜県　静岡県　愛知県　横浜市　静岡市　大阪市　堺市　六
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
戸籍が滅失した件（法務省告示配二九）　八
日本国に帰化を許可する件（同三〇）　八
〔資　料〕
令和七年三月中国際収支状況（速報）及び令和六年度中国際収支状況（速報）（財務省）　九
〔公　告〕　九
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他
株式会社の変更登記、解散、清算結了、合併、会社更生、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特例有限責任中間法人、特例無限責任中間法人、特例有限責任社団法人、特例無限責任社団法人、特例有限責任財団法人、特例無限責任財団

（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第二条　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（安全性の向上のための評価の実施時期） **第九十四条の三**　法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降一年を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにあっては、その運転が開始された日以降一年を超えない時期とする。 （評価の結果等の届出） **第九十四条の四**　法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価が終了した日から三十日以内に、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。 2　（略）	（安全性の向上のための評価の実施時期） **第九十四条の三**　法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにあっては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。 （評価の結果等の届出） **第九十四条の四**　法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。 2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の一部改正）

2　原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この項において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 **第十五条**　この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた第五号旧規制法第四十三条の三の五第一項の規定による許可を受けている者がこの規則の施行後最初にするべき第五号新規制法第四十三条の三の二十九第一項の規定による評価に係る同項に規定する原子力規制委員会で定める時期は、第十条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十九条の三の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う定期事業者検査の次の定期事業者検査が終了した日以降一年を超えない時期とする。	**附　則** **第十五条**　この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた第五号旧規制法第四十三条の三の五第一項の規定による許可を受けている者がこの規則の施行後最初にするべき第五号新規制法第四十三条の三の二十九第一項の規定による評価に係る同項に規定する原子力規制委員会で定める時期は、第十条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十九条の三の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う定期事業者検査の次の定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。

法規的告示

○消防庁告示第四号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十七条第四項の規定に基づき、消防職員委員会の組織及び運営の基準（平成八年消防庁告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十七日　　消防庁長官　池田　達雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（委員会の会議及び議事等） **第七条**　委員会の会議は、毎年度一回以上開催するものとする。 ［2～6　略］	（委員会の会議及び議事等） **第七条**　委員会の会議は、毎年度の前半に一回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする。 ［2～6　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第八百十六号

特定水産資源の採捕の停止に関する省令（令和二年農林水産省令第六十九号）第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月二十七日　　農林水産大臣　小泉進次郎

資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）別紙2―37に規定するみんくくじら基地式捕鯨業（オホーツク海域）におけるみんくくじらの漁獲量の総量が当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十三条第一項第一号に掲げる場合に該当すると認める。

○関東信越厚生局告示第三号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、令和七年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

令和七年五月二十七日

関東信越厚生局長　武田　康久

変更前の名称	変更後の名称	所在地
独立行政法人国立病院機構千葉東病院	独立行政法人国立病院機構千葉医療センター千葉東病院	千葉県千葉市中央区仁戸名町六百七十三番地

その他告示

○農林水産省告示第八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市山田字奈良ヶ谷一五八九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奈良ヶ谷一五八九の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町五百木四〇二、四〇三の一、四二六、四二七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

五百木四〇二・四二七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡鬼北町大字上鍵山一二五〇の一、一二八一、一二八二、一七九六から一七九八まで、一八〇六、一八〇七、一八一七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字上鍵山一二八二・一七九六から一七九八まで・一八〇六・一八〇七・一八〇九・一八一三・一八一七（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、一八一〇から一八一二まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡松野町大字蕨生一九八三から一九八八まで、二八四〇の五、二八六六の二から二八六六の四まで、二八六八、二八六九の二、二八七〇、二八七二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字蕨生一九八五・一九八六・一九八八・二八六八・二八六九の二・二八七〇・二八七二の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛媛県松山市泊町甲二八六の一、甲二八六の三、甲二八六の四、甲三四二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

泊町甲二八六の一・甲二八六の三・甲二八六の四・甲三四二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡松野町大字富岡二八五四、二八五五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛媛県西予市城川町魚成六四二の一、六四二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

城川町魚成六四二の一・六四二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡**久**万高原町東明神乙六六六六の一、乙六六六六の六、乙六六六六の七、乙六六六六の九、乙六六六六の一二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び**久**万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛媛県四国中央市金砂町小川山乙一一三三の一、乙一一五八の一、乙一一五八の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡**久**万高原町下畑野川乙一三三五の一、乙一三四三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

下畑野川乙一三三五の一・乙一三四三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び**久**万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡**久**万高原町下畑野川乙九六二の一、乙九六五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

下畑野川乙九六二の一・乙九六五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び**久**万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町本川三七〇二の一、三七〇三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

本川三七〇二の一・三七〇三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町木早川内字香風八二の一、八三、八三の二、八四の一、八五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字香風八三・八四の一・八五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字大野字向原六二八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向原六二八の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県水俣市市渡瀬字馬渕四一二の一から四一二の三まで、四一三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字馬渕四一二の一・四一二の三・四一三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町柏川字白野六九四の六・六九四の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字白野六九四の六・六九四の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省環境省告示第五号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、同条第一項の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

一　名称　朝霧乳業株式会社

二　住所　静岡県富士宮市根原四百四十九番の一

三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	三九〇グラム	牛乳用	平成十三年五月農林水産省経済産業省環境省告示第一号図第一のとおり

○防衛省告示第百三十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、共同使用の条件変更及び新規提供が令和七年五月二十三日次のとおり決定された。

令和七年五月二十七日

防衛大臣　中谷　元

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇六五	大和王城寺原大演習場	宮城県黒川郡大和町	国有	土地…約八、一〇〇平方メートル 令和七年五月七日
二〇六五	大和王城寺原大演習場	宮城県加美郡色麻町	国有	建物…約三〇〇平方メートル 令和七年五月七日
二〇六八	弘前演習場	青森県中津軽郡西目屋村	国有	建物…約五〇平方メートル 令和七年五月七日
二〇六九	神町大高根演習場	東根市	国有	土地…約一、二〇〇平方メートル 令和七年五月七日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇三三	木更津飛行場	木更津市	国有	土地…約四五、〇〇〇平方メートル 工作物…舗床等 海上自衛隊が艦船の大型部品の搬出入に使用するため共同使用する。

◎共同使用の条件変更

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一二七	富士営舎地区	御殿場市	国有	建物…約六三〇平方メートル 工作物…駐機場等 米軍が陸上自衛隊の施設を航空支援施設として使用するため、共同使用の条件を変更する。

海上演習場関係
◎新規提供
硫黄島訓練区域
一　区域
西区域　次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域
(1)　北緯二四度四六分三九・九秒、東経一四一度一七分二二・二秒
(2)　北緯二四度四五分〇〇・九秒、東経一四一度一六分五二・八秒
(3)　北緯二四度四五分〇九・九秒、東経一四一度一六分一六・二秒
(4)　北緯二四度四六分四八・九秒、東経一四一度一六分四五・〇秒
北区域　次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域
(1)　北緯二四度四九分〇三・八秒、東経一四一度二〇分五九・三秒
(2)　北緯二四度四八分三二・六秒、東経一四一度二〇分三八・九秒
(3)　北緯二四度四九分〇三・八秒、東経一四一度一九分四三・一秒
(4)　北緯二四度四八分三三・八秒、東経一四一度一八分一〇・一秒
(5)　北緯二四度四九分〇六・八秒、東経一四一度一七分五六・三秒
(6)　北緯二四度四九分四二・八秒、東経一四一度一九分四五・五秒
二　高度制限
高度一五二メートル（五〇〇フィート）以下とする。
三　用途
本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。
四　摘要
本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和七年六月十日から同月二十二日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

国会事項

衆議院

条約送付通知書受領
五月二十三日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件
職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件
千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
法律公布奏上通知書受領
五月二十三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律
民事裁判情報の活用の促進に関する法律
老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律
議案提出
五月二十三日委員長から提出した議案は次のとおりである。
貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）
貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案（国土交通委員長提出）
議案通知書受領
五月二十三日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件
職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件
千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案
民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案
質問書提出
五月二十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
著作権法第三十条の四等のベルヌ条約との適合性に関する質問主意書（杉村慎治提出）
答弁書受領
五月二十三日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員長友よしひろ提出宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現可能性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長友よしひろ提出リニア中央新幹線関東車両基地までの回送線旅客線化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長友よしひろ提出相模川水系道志川の維持流量に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周提出大阪・関西万博の来場者数に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周提出大阪・関西万博におけるＡＤ証入場者に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長友よしひろ提出横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判及び労働審判手続の実施に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長友よしひろ提出エンゲル係数に関する質問に対する答弁書

参議院

議案提出
五月二十三日議員から次の議案が提出された。
児童の朝の居場所の確保を図るための措置等に関する法律案（高木真理外二名発議）（参第八号）
議案付託
五月二十三日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百十六回国会提出）
令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百十六回国会提出）
令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百十六回国会提出）
令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第二百十六回国会提出）
決算委員会に付託
議決通知
五月二十三日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件
職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件
千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案
民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案
質問主意書提出
五月二十三日議員から次の質問主意書が提出された。
社会保障制度における生涯純受益額と世代間不均衡に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一二六号）
赤い羽根共同募金の強制徴収が不当寄附勧誘防止法違反となる可能性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一二七号）
「同和関係者」及び「アイヌ」を適用対象とする雇用保険法の特例延長措置の憲法適合性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一二八号）
選挙運動期間中における有料インターネット広告の掲載に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一二九号）
ＣＦＤ取引に関する質問主意書（川田龍平提出）（第一三〇号）
答弁書受領
五月二十三日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員浜田聡提出外務省ウェブサイトの「南京事件」に係る記述に関する質問に対する答弁書（第一一八号）
報告書提出
五月二十三日委員長から次の報告書を提出した。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）審査報告書
災害対策基本法等の一部を改正する法律案（閣法第一七号）審査報告書

条約送付及び通知

五月二十三日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上及び通知

五月二十三日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律

民事裁判情報の活用の促進に関する法律

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律

人事異動

内閣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を命ずる

国務大臣　武藤　容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を命ずる

財務副大臣　横山　信一

（大臣官房参事官）財務事務官　藤井　大輔

アフリカ開発銀行総務会第六十回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

アフリカ開発基金総務会第五十一回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

期間は令和七年六月十三日までとする（各通）

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　尾池　厚之

（大臣官房総括審議官）厚生労働事務官　秋山　伸一

国際労働機関第百十三回総会日本政府代表を命ずる

期間は令和七年六月二十七日までとする（各通）

（大臣官房参事官）財務事務官　横山　信一

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部　公使）外務事務官　石井　良実

（同　参事官）同　塩田　崇弘

（同）同　髙島　洋平

（同）同　髙橋　晋也

（大臣官房国際課国際労働・協力室長）厚生労働事務官　先﨑　誠

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官）外務事務官　鈴木　淳介

（同）同　田島　博樹

国際労働機関第百十三回総会日本政府代表代理を命ずる

期間は令和七年六月二十七日までとする（各通）

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官）同　大塚のり恵（市川のり恵）

厚生労働省国際参与（大臣官房国際課国際企画・戦略官）厚生労働事務官　伊澤　章

（労働基準局安全衛生部労働衛生課主任中央じん肺診査医）　乃村　久代

厚生労働技官（労働基準局労働条件政策課労働時間特別対策室長）厚生労働事務官　森川　博司

（大臣官房人事課課長補佐）同　加藤　正嗣

（大臣官房国際課長補佐）同　石原　珠代

（同）同　磯崎　勇太

（労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室健康疫学専門官）厚生労働技官　植松　宗久

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官）外務事務官　中村登紀子

国際労働機関第百十三回総会日本政府代表顧問を命ずる

期間は令和七年六月二十七日までとする（各通）

（一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部　参事（ＩＬＯ理事））　山田　大介

国際労働機関第百十三回総会使用者代表代理に指名する

期間は令和七年六月二十七日までとする（各通）

（日本労働組合総連合会　参与（ＩＬＯ理事））　清水　秀行

国際労働機関第百十三回総会労働者代表に指名する

期間は令和七年六月二十七日までとする

（日本労働組合総連合会事務局長）　市村　彰浩

国際労働機関第百十三回総会使用者代表に指名する

期間は令和七年六月二十七日までとする

（一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部）　本塚　万実

国際労働機関第百十三回総会労働者代表顧問に指名する

期間は令和七年六月二十七日までとする（各通）

（公務公共サービス労働組合協議会（公務労協）事務局長）　森永　栄

（ＵＡゼンセン政策政治局副部長）　亀田　瞳

（日本労働組合総連合会　国際政策局長）　斉藤　俊和

（同　国際政策局次長）　早﨑　百合

（同）同　星野　裕一

（同　労働法制局部員）　篠宮　愛子

（中野　愛子）

国際労働機関第百十三回総会労働者代表顧問に指名する

期間は令和七年六月二十七日までとする（各通）

（以上五月二十三日）

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　緒方健太郎

国際局次長を命ずる

兼ねて大臣官房審議官を命ずる

国際局局付を命ずる（以上五月二十三日）

（国際局次長）同　渡部　康人

岐阜県

○議長選挙

水野正敏議長は、五月八日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長　小原　尚

○副議長選挙

伊藤秀光副議長は、五月八日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長　高殿　尚

静岡県

○議長選挙

落合愼悟議長は、五月十九日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長　竹内　良訓

○副議長選挙

鳥澤由克副議長は、五月十九日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長　中田　次城

愛知県

○労働委員会委員任命

田口雅也委員は、三月三十一日辞職し、欠員であったところ、五月十五日次の者が任命された。

労働委員会委員　東村　誠

横浜市

○監査委員選任

清水富雄委員及び大岩真善和委員は、五月十四日辞職し、同月十五日次の者が選任された。

監査委員　瀬之間康浩

同　麓　理恵

○議長選挙

鈴木太郎議長は、五月十五日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長　渋谷　健

○副議長選挙

福島直子副議長は、五月十五日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長　尾崎　太

静岡市

○教育委員会委員再任

松村龍夫委員は、四月二十四日再任された。

○議長選挙

大村一雄議長は、三月三十一日任期満了し、欠員であったところ、四月二十五日次の者が選挙された。

議長　山根田鶴子

○副議長選挙

井上智仁副議長は、三月三十一日任期満了し、欠員であったところ、四月二十五日次の者が選挙された。

副議長　畑田　響

○監査委員選任

寺澤潤委員及び稲葉寛之委員は、三月三十一日任期満了し、欠員であったところ、四月二十五日次の者が選任された。

監査委員　堀　努

同　石井　孝治

大阪市

○監査委員再任

森恵一委員は、五月十五日再任された。

堺市

○議長選挙

田渕和夫議長は、五月十三日辞職し、同月十五日次の者が選挙された。

議長　西田浩延

○副議長選挙

札場泰司副議長は、五月十五日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長　西川良平

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ヨルダンの独立記念日につき、五月二十三日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ジョージアの独立記念日につき、五月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官報

令和７年３月中国際収支状況（速報）

財務省
（単位：億円、％）

項目	３月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	4,973	5,374	4,590
（対前年同月比）	（8.3）	（—）	（—）
貿易収支	5,165	7,129	4,635
（対前年同月比）	（11.4）	（—）	（—）
輸出	95,591	90,055	93,906
（対前年同月比）	（1.8）	（10.4）	（6.6）
輸入	90,427	82,926	89,271
（対前年同月比）	（1.3）	（−1.9）	（−3.8）
サービス収支	−192	−1,755	−45
（対前年同月比）	（324.1）	（49.1）	（−87.8）
第一次所得収支	39,202	38,817	36,074
（対前年同月比）	（8.7）	（10.9）	（5.4）
第二次所得収支	−7,394	−3,584	−6,186
（対前年同月比）	（19.5）	（3.4）	（8.4）
経常収支	36,781	40,607	34,478
（対前年同月比）	（6.7）	（48.4）	（47.3）
資本移転等収支	−686	−422	−378
直接投資	17,342	21,025	14,800
証券投資	49,176	52,386	2,083
金融派生商品	6,425	274	10,041
その他投資	−33,548	−56,142	−8,384
外貨準備	1,295	5,530	127
金融収支	40,691	23,073	18,667
誤差脱漏	4,595	−17,112	−15,434

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

令和６年度中国際収支状況（速報）

財務省
（単位：億円、％）

項目	令和６年度	前年度	対前年比増減
貿易・サービス収支	−66,247	−69,174	2,926
（対前年度比）	（−4.2）	（−70.3）	
貿易収支	−40,480	−36,866	−3,614
（対前年度比）	（9.8）	（−79.4）	
輸出	1,062,390	1,020,694	41,697
（対前年度比）	（4.1）	（2.3）	
輸入	1,102,870	1,057,560	45,311
（対前年度比）	（4.3）	（−10.1）	
サービス収支	−25,767	−32,307	6,540
（対前年度比）	（−20.2）	（−40.1）	
第一次所得収支	417,114	373,388	43,726
（対前年度比）	（11.7）	（5.5）	
第二次所得収支	−47,095	−42,550	−4,545
（対前年度比）	（10.7）	（40.2）	
経常収支	303,771	261,664	42,107
（対前年度比）	（16.1）	（187.7）	
資本移転等収支	−3,078	−3,341	263
直接投資	272,244	272,593	−349
証券投資	241,570	84,828	156,742
金融派生商品	60,731	75,729	−14,998
その他投資	−211,894	−250,028	38,134
外貨準備	−100,794	43,465	−144,260
金融収支	261,856	226,587	35,269
誤差脱漏	−38,837	−31,736	−7,101

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公告

諮詢事項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社みんなの投資顧問
（旧　株式会社クオンタムジャパン）
２．住所　北海道札幌市中央区南九条西五丁目１番15号　ＳＡＫＵＲＡ－Ｓ９　２階
３．代表者の氏名　代表清算人　佐々木英継
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号北海道財務局長（金商）第44号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、令和７年11月27日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて、北海道財務局理財部金融監督第三課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和７年５月27日
北海道財務局長　加藤　博紀

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月27日
東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年５月２日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中田建設株式会社
中田　　赳　秋田県秋田市山王５丁目９番２号
国土交通大臣許可（特―06）第2898号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年５月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月27日
中国地方整備局長　林　　正道

1　処分をした年月日　令和７年５月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社リペクト
髙橋　延之　広島県呉市焼山桜ヶ丘２－８－７
国土交通大臣許可（般－３）第26508号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年４月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

破産管財人変更

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０２５号
東京都千代田区麹町４丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　株式会社ＤＡ
代表清算人　永登　和夫
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０２８号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社ライチョウ
代表清算人　木村　和義
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０３０号
東京都文京区本駒込２丁目10番４号四季ビル千石１階
清算株式会社　水野エムアンドエム株式会社
代表清算人　瀬川安紀子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０１号
鹿児島県奄美市名瀬大字浦上1288番地133
清算株式会社　株式会社名瀬管理
代表清算人　髙橋　修平
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１０１号

鹿児島市東千石町２番30号
清算株式会社　サニープラザ株式会社

1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

鹿児島地方裁判所民事第３部

更生手続開始

令和７年（ミ）第１号

大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階
更生会社　株式会社ケンショウ
代表者代表取締役　熱田　敏広

1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　株式会社ケンショウについて更生手続を開始する。
3　管財人　山本　幸治
4　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出期間　令和７年６月16日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　令和７年７月22日から令和７年８月５日まで

大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ミ）第２号

大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階
更生会社　株式会社タガヤス
代表者代表取締役　澁谷　　聡

1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　株式会社タガヤスについて更生手続を開始する。
3　管財人　山本　幸治
4　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出期間　令和７年６月16日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　令和７年７月22日から同年８月５日まで

大阪地方裁判所第６民事部

包括的禁止命令

再生手続開始

再生手続終結

再生手続廃止

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続して乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十九日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年六月十三日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十二日
掲載頁　一二六頁（号外第一〇四号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十二日
掲載頁　一二四頁（号外第一〇四号）

令和七年五月二十七日
札幌市中央区南一条西二丁目五番地
（甲）株式会社ソルトワークス
代表取締役　鶴尾　康
札幌市中央区北三条西二十六丁目三番二八号
（乙）株式会社ソルトホールディングス
代表取締役　鶴尾　康

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月二日
掲載頁　九十五頁（号外第二八〇号）

（乙）（丙）（戊）及び（庚）につき
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十七日
掲載頁　七頁

（丁）（己）（辛）及び（壬）につき、計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十七日
宮城県大崎市古川駅南一丁目九番地
（甲）株式会社医薬品情報センター
代表取締役　小田嶋一明
秋田県大仙市大曲上大町一一番一一号
（乙）株式会社至誠堂下山薬局本店
代表取締役　下山　誠
秋田市千秋久保田町三番一五号
（丙）株式会社青龍
代表取締役　金子　晴雄
福島市泉字弐斗蒔三五番地の二
（丁）有限会社いずみ調剤
取締役　菅原憲太郎
秋田県大仙市角間川町字下中町三三番地二
（戊）株式会社ヒカリ薬局
代表取締役　下山　誠
青森県青森市浪岡福田二丁目一三番地一三
（己）有限会社青森メディカル
取締役　菅原憲太郎
仙台市青葉区木町通一丁目八番一八号
（庚）株式会社ファーマケーション
代表取締役　菅原　茂樹
岩手県宮古市保久田三番九号
（辛）合同会社あすなろ薬局
代表社員　株式会社至誠堂下山薬局本店
職務執行者　下山　誠
秋田市御野場二丁目一三番一一号
（壬）有限会社小町堂薬局
取締役　下山　誠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月二日
掲載頁　九十五頁（号外第二八〇号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十七日
宮城県大崎市古川駅南一丁目九番地
（甲）株式会社医薬品情報センター
代表取締役　小田嶋一明
東京都千代田区平河町二丁目一六番九号永田町グラスゲート六階ＡＣＡ株式会社内
（乙）ＡＣＡメディケイション株式会社
代表取締役　竹内　計賀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十六日
掲載頁　一〇四頁（号外第一〇八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十六日
掲載頁　九十頁（号外第一〇八号）
令和七年五月二十七日
埼玉県さいたま市中央区本町西四丁目一六番一五号
（甲）田中産業株式会社
代表取締役　志賀　謙太
茨城県坂東市菅谷二二三〇番地
（乙）株式会社ＭＧＳ
代表取締役　宮澤　勝良

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和七年五月二十七日
東京都千代田区平河町二丁目一六番九号永田町グラスゲート六階ＡＣＡ株式会社内
（甲）アクティヴホールディングス株式会社
代表取締役　田中　佑樹
東京都千代田区平河町二丁目一六番九号永田町グラスゲート六階ＡＣＡ株式会社内
（乙）アクティヴホールディングス２株式会社
代表取締役　田中　佑樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　九十頁（号外第七十二号）
令和七年五月二十七日
東京都中央区日本橋二丁目三番四号
（甲）株式会社フェローテックホールディングス
代表取締役　賀　賢漢
東京都中央区日本橋二丁目三番四号
（乙）株式会社フェローテックマテリアルテクノロジーズ
代表取締役　賀　賢漢

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十七日
掲載頁　四頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十七日
掲載頁　四頁
令和七年五月二十七日
東京都品川区東五反田一丁目二四番二号
（甲）株式会社ＴＯＳＥＩ
代表取締役　谷嶋　和夫
東京都港区芝大門二丁目五番五号
（乙）エレクトロラックス・プロフェッショナル・ジャパン株式会社
代表取締役　高雄　雅丸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年十月二十二日
掲載頁　九頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十七日
掲載頁　二頁
令和七年五月二十七日
東京都渋谷区代々木二丁目一番一号
（甲）コヒレント・ジャパン株式会社
代表取締役　手嶋登志夫
東京都渋谷区代々木二丁目一番一号新宿マインズタワー二六階
（乙）ツーシックスジャパン株式会社
代表取締役　手嶋登志夫

合併公告

左記会社は吸収合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年三月二十五日
掲載頁　三頁
令和七年五月二十七日
東京都港区虎ノ門五丁目一番四号
（甲）ビー・エックス・ジェイ・ディー・ツー・ホールディング株式会社
代表取締役　坂本　篤彦
東京都港区芝浦一丁目一番一号
（乙）シミック株式会社
代表取締役　片山　俊二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月十五日
掲載頁　十頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月十五日
掲載頁　十頁
令和七年五月二十七日
東京都港区芝五丁目一三番一八号
（甲）株式会社ビジネス・アーキテクツ
代表取締役　大日　健
東京都港区海岸一―二―三汐留芝離宮ビルディング二一階
（乙）株式会社エクスペリエンス
代表取締役　奥野　昭光

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月十六日
掲載頁　八十四頁（号外第一六八号）
令和七年五月二十七日
東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号
（甲）株式会社ティーガイア
代表取締役　石田　將人
東京都渋谷区恵比寿四丁目一番一八号
（乙）株式会社ユニケース
代表取締役　前畑　裕樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　毎日新聞
掲載の日付　令和六年六月二十六日
掲載頁　二十二頁

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十九日
掲載頁　七十一頁（号外第一〇九号）
令和七年五月二十七日
東京都千代田区神田駿河台二丁目五番地
（甲）株式会社毎日映画社
代表取締役　宮嶋　極
東京都中央区八丁堀四丁目九番四号
（乙）株式会社スポニチクリエイツ
代表取締役　山口　法之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十八日
掲載頁　六十七頁（号外第四十一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十八日
掲載頁　六十八頁（号外第四十一号）

令和七年五月二十七日

東京都江東区木場三丁目一〇番一号
（甲）エス・テイ株式会社
代表取締役　猪俣　太郎

東京都江東区木場三丁目一〇番五号
（乙）ケイ・ビー株式会社
代表取締役　猪俣　太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十六日
掲載頁　九十一頁（号外第一〇八号）

右開示に係る訂正を令和七年五月二十日付官報の三十二頁に公告しております。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十六日
掲載頁　九十頁（号外第一〇八号）

令和七年五月二十七日

東京都江東区亀戸六丁目一番一〇号
（甲）株式会社リングストン
代表取締役　鈴木　健一

千葉県柏市逆井四三一番地の一〇
（乙）カタオカプラセス株式会社
代表取締役　林　秀幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十七日
掲載頁　四頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十七日

長野県茅野市金沢五五六八番地一
（甲）株式会社ミヤサカ工業
代表取締役　上條　勝

東京都渋谷区渋谷一―三―一八ビラ・モデルナＡ四〇二
（乙）株式会社ＮＧＴＧ１１
代表取締役　新居　英一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十月十八日
掲載頁　四十八頁（号外第二四三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十月十八日
掲載頁　四十七頁（号外第二四三号）

令和七年五月二十七日

静岡県富士宮市山宮三五〇七番地の一九
（甲）株式会社エコネコル
代表取締役　佐野　文勝

札幌市東区東雁来六条二丁目一番二五号
（乙）株式会社Ｇｅｎａｕ
代表取締役　佐野　邦光

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）（丙）（丁）及び（己）につき
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十七日
掲載頁　六頁

（戊）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十七日

三重県鈴鹿市南江島町一四番一号
（甲）株式会社ダイワコーポレーション
代表取締役　奥村　慎悟

三重県鈴鹿市南江島町一四番一号
（乙）Ｉ＆Ｈ東海ホールディング株式会社
代表取締役　杉本　守之

名古屋市南区道徳通三丁目四三番地
（丙）株式会社あいち調剤
代表取締役　杉本　守之

岐阜市萱場南二丁目一二番一八号
（丁）株式会社ナウス
代表取締役　杉本　守之

岐阜県大垣市世安町二丁目六八番地三
（戊）有限会社セーブ
取締役　杉本　守之

三重県伊勢市河崎二丁目三二二番地七
（己）株式会社シンセイ
代表取締役　杉本　守之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十七日
掲載頁　六頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十七日

三重県鈴鹿市南江島町一四番一号
（甲）株式会社ダイワコーポレーション
代表取締役　奥村　慎悟

東京都千代田区平河町二丁目一六番九号永田町グラスゲート六階ＡＣＡ株式会社内
（乙）ＡＣＡケミスト株式会社
代表取締役　竹内　計賀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月十九日
掲載頁　六頁

令和七年五月二十七日

大阪市北区堂島二丁目一番三一号
（甲）株式会社ＪＦＤエンジニアリング
代表取締役　吉田　慶祐

東京都北区赤羽西一丁目二六番二号シリウスビル
（乙）株式会社シリウス
代表取締役　岡村　信一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載紙　千葉日報
掲載の日付　令和七年五月二十一日
掲載頁　十七頁

令和七年五月二十七日

兵庫県姫路市白浜町丙一五二番地の一
（甲）河野トラック株式会社
代表取締役　河野　修

兵庫県姫路市継一九三番地
（乙）株式会社ＳＴＯ
代表取締役　河野　修

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十一日

掲載頁　一六四頁（号外第一一一号）

令和七年五月二十七日

兵庫県加東市田中一六五番地

（甲）日本電建株式会社

代表取締役　高田　賢三

兵庫県洲本市五色町都志九〇八番地

（乙）電源株式会社

代表取締役　高田　敏子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十一日

掲載頁　一六四頁（号外第一一一号）

令和七年五月二十七日

兵庫県加東市田中一六五番地

（甲）日本電建株式会社

代表取締役　高田　賢三

神戸市中央区二宮町四丁目九番一―三〇一

（乙）株式会社電建

代表取締役　谷川　泰古

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月八日

掲載頁　一六三頁（号外第一〇二号）

令和七年五月二十七日

鹿児島市与次郎二丁目七番二五号

（甲）インフラテックサービス株式会社

代表取締役　堀之内　勝

鹿児島市与次郎二丁目七番二五号

（乙）九建殖産株式会社

代表取締役　松﨑　秀雄

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙のＰＨＣホールディングス株式会社（住所：東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号）株式の管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.mcgc.com/ir/index.html

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月一日

掲載頁　二七一頁（号外第一五八号）

令和七年五月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

（甲）三菱ケミカル株式会社

代表取締役　下平　靖雄

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

（乙）株式会社生命科学インスティテュート

代表取締役　田邉　良輔

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のホテル、ペンション、貸別荘等の運営事業に係る不動産（不動産を主たる信託財産とする信託受益権を含む。）の保有及び運用に関する事業並びにそれに関連する事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二十七日

掲載頁　二頁

令和七年五月二十七日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

（甲）Ｈｕｒｏｎ合同会社

代表社員　Ｈｕｒｏｎ一般社団法人

職務執行者　武田　哲尚

東京都豊島区南大塚二丁目四五番八号

（乙）株式会社セラヴィリゾート泉郷

代表取締役　山本　俊祐

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割は、乙が日本オート企画株式会社（住所愛知県岡崎市大平町字才勝八番地の一）及び株式会社レッドバロンプロパティーズ（住所愛知県岡崎市大平町字才勝八番地の一）と合併して乙がその権利義務の全部を承継して存続し、日本オート企画株式会社及び株式会社レッドバロンプロパティーズが解散することを停止条件としてその効力を生じます。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十六日

掲載頁　五十六頁（号外第六十五号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月二十八日

掲載頁　三頁

令和七年五月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階

（甲）株式会社ＢＣＪ―８４

代表取締役　杉本　勇次

愛知県岡崎市材木町一丁目三番地一

（乙）日本オート商事株式会社

代表取締役　杉浦　孝子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のホテル運営事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十日

掲載頁　六十八頁（号外第一一〇号）

（乙）https://www.lead-real.co.jp/

令和七年五月二十七日

東京都渋谷区南平台町一六番一一号

（甲）株式会社掃除屋ジャパン

代表取締役　長原　英司

東京都渋谷区南平台町一六番一一号

（乙）株式会社リード・リアルエステート

代表取締役　長原　英司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月二十九日

掲載頁　八十頁（号外第一七九号）

令和七年五月二十七日

長野県上伊那郡辰野町大字伊那富六六六六番地

（甲）エビデント・インスペクション・テクノロジーズ・ジャパン株式会社

代表取締役　益子　智巳

長野県上伊那郡辰野町大字伊那富六六六六番地

（乙）株式会社エビデント

代表取締役　吉本　浩之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月二十九日

掲載頁　七十一頁（号外第一七九号）

令和七年五月二十七日

長野県上伊那郡辰野町大字伊那富六六六六番地

（甲）エビデント・インスペクション・テクノロジーズ・ジャパン株式会社

代表取締役　益子　智巳

長野県上伊那郡辰野町大字伊那富六六六六番地

（乙）株式会社エビデント長野

代表取締役　小山　健一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の薬局事業の一部に関する権利義務全部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年十一月二十七日
掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十七日
掲載頁　七頁

令和七年五月二十七日
大阪市淀川区宮原一丁目二番四号
（甲）株式会社メディカルかるがも
代表取締役　正井　克典
兵庫県尼崎市七松町一丁目二番一―三〇四号
（乙）株式会社ファルシオ
代表取締役　木下　茂

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業、民泊事業及び飲食店事業（ただし、吸収分割契約書に定める一部の飲食店事業を除く）に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
令和七年五月二十七日
熊本市中央区手取本町四番一五号
（甲）株式会社ごえん
代表取締役　葉　　増
熊本市中央区手取本町四番一五号
（乙）合同会社えん
代表社員　葉　　増

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ソルト（本店所在地札幌市中央区北三条西二十六丁目三番二八号）に対して、当社が営む不動産の賃貸及び金融資産の運用等に関する事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年六月十三日を予定しております。

この新設分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十二日
掲載頁　一二六頁（号外第一〇四号）
令和七年五月二十七日
札幌市中央区南一条西二丁目五番地
株式会社ソルトワークス
代表取締役　鶴尾　康

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＭＯＭＯＡ（住所東京都荒川区南千住三丁目二二番一〇号）に対して当社の新設分割計画書記載の権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年五月二十二日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月二十七日
掲載頁　一六四頁（号外第一五四号）
令和七年五月二十七日
東京都荒川区南千住三丁目五番二〇号
株式会社ジャパンクイックサービス
代表取締役　和佐見次男

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する河野不動産株式会社（住所兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北三丁目二五番地）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　千葉日報
掲載の日付　令和七年五月二十一日
掲載頁　十七頁
令和七年五月二十七日
兵庫県姫路市白浜町丙一五二番地の一
河野トラック株式会社
代表取締役　河野　修

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｎ企画（住所徳島県阿南市富岡町今福寺四三番地五）に対して当社のホテル事業（ただし、阿南第一ホテルに関する事業を除く）に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十九日
掲載頁　七十二頁（号外第一〇九号）
令和七年五月二十七日
徳島県阿南市富岡町西池田口一四番地の一
株式会社西田企画
代表取締役　西田　祥典

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十七日
埼玉県さいたま市浦和区東仲町八番五―二〇五号
合同会社メディケアサポート
代表社員　西田　雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十七日
千葉県市川市国府台一丁目一一番一三号
合同会社ちはるプロモーション
代表社員　中嶋　紀子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十七日
東京都文京区本郷五丁目一番一一号ＫＩＩＨＯＵＳＥ二〇二
合同会社アズユニ
代表社員　松本　拓樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十七日
川崎市麻生区王禅寺東四丁目三五番二号
合同会社ＨＡＳＡＢＡ
代表社員　枷場　徹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十七日
神奈川県川崎市川崎区日進町二三番地九―一〇〇三
トクシュン合同会社
代表社員　叶　　徳俊

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十七日
名古屋市中村区名駅三丁目一八番三号
合資会社鵜飼商店
代表社員　鵜飼　治昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十七日
大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目三一番六
合同会社ＩＤＥＡＬ
代表社員　浅田　悠介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十七日
大阪市中央区伏見町四丁目四番九号
合同会社Ａｑｕａ
代表社員　楠本　哲也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年５月二十七日

福岡県福岡市南区曰佐四丁目三八―二四

合同会社ＨｏＭ

代表社員　平井真美子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千五百十二万九千八百五十五円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/822556/announces

令和７年５月二十七日

東京都中央区日本橋小舟町一四―七ＳＯＩＬＮｉｈｏｎｂａｓｈｉ四〇一

株式会社ＮｅｗＬｏｃａｌ

代表取締役　石田　遼

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百九十九万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年六月二十七日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十四日

掲載頁　七十七頁（号外第九十二号）

令和７年５月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号

株式会社ナレッジワーク

代表取締役　麻野　耕司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七百五万円減少し、一千八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和７年５月二十七日

東京都中央区京橋二丁目二番一号

株式会社ＢＣＭ３５

代表取締役　檀野　英次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百四万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　千葉日報

掲載の日付　令和７年５月二十一日

掲載頁　十七頁

令和７年５月二十七日

東京都中央区日本橋三丁目三番二号

株式会社シマント

代表取締役　和田　怜

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和７年五月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年五月二十七日

神奈川県大和市下鶴間二一二六番地

有限会社エフ・ワイ・ケイ

代表取締役　金子　耕造

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和７年四月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年五月二十一日

掲載頁　一七〇頁（号外第一一一号）

令和７年五月二十七日

大阪市東淀川区北江口四丁目四番一八―二三号

田中金属株式会社

代表取締役　田中　陵司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少し、一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和７年四月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年五月二十一日

掲載頁　一七〇頁（号外第一一一号）

令和７年五月二十七日

大阪市東淀川区北江口四丁目四番一八―二三号

田中金属株式会社

代表取締役　田中　陵司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。なお、五百万円は資本準備金といたします。

効力発生日は令和７年七月二日であり、株主総会の決議は、令和７年五月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年五月二十七日

兵庫県西宮市小曽根町三丁目五―二五―四

株式会社Ｒ．Ｙ

代表取締役　山谷　塁

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億一千二百五十一万五千五十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月四日

掲載頁　八十三頁（号外第二三三号）

令和７年５月二十七日

東京都千代田区麹町四丁目八番地一

株式会社ユーフォリア

代表取締役　橋口　寛

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二百二十九億六百八十三万七千二百八十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月三十一日

掲載頁　一九〇頁（号外第一八一号）

令和７年５月二十七日

東京都千代田区有楽町一丁目一番二号

旭化成メディカル株式会社

代表取締役　稲留秀一郎

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九億七千七百五十九万三千六十七円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年二月二十八日

掲載頁　六十七頁（号外第四十一号）

令和７年５月二十七日

東京都江東区木場三丁目一〇番一号

エス・テイ株式会社

代表取締役　猪俣　太郎

準備金の額の減少公告

当社は、令和７年六月二十五日を効力発生日とするＮ＆Ｔ株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年五月十六日

掲載頁　九十七頁（号外第一〇八号）

令和７年５月二十七日

新潟県三条市西本成寺二丁目二四番二六号

株式会社フタバ

代表取締役　江口　晃

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十九億二千五百万円、資本準備金の額を十九億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月十九日

掲載頁　一六三頁（号外第二九四号）

令和７年５月二十七日

千葉市稲毛区小仲台二丁目六番一号

リンクメッド株式会社

代表取締役　藤田　幸恵

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百一万円、資本準備金の額を一億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十七日

岡山市北区錦町一番一号岡山駅前ビル四階

ＫＳＪ９株式会社

代表取締役　町田　一郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年六月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年五月二十七日

富士市伝法八七八番地の一五

株式会社コヤマ・ミライエ

代表取締役　小山　武

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年六月十一日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年六月二十七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年五月二十七日

大阪府堺市堺区出島西町三番三六

株式会社信貴造船所

代表取締役社長　橘　潤治

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十七日

東京都新宿区西新宿六丁目六番三号

日本ハイウエイ・サービス株式会社

代表取締役　舟久保公雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十七日

広島市佐伯区五日市町石内五八四三番地の一

中央陸運株式会社

代表取締役　砂川　正喜

資本金の額の減少公告及び組織変更公告

当社は、資本金の額を八千万円減少し千万円とすることにいたしました。また、当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この資本金の額の減少又は組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十九日

掲載頁　六十二頁（号外第一〇九号）

令和七年五月二十七日

三重県桑名市陽だまりの丘五丁目一〇一番地

株式会社桑名

代表取締役　加藤　洋一

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月三十日

掲載頁　七十四頁（号外第九十七号）

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年七月一日までに当該株券を乙にご提出ください。

令和七年五月二十七日

東京都中央区銀座五丁目一五番八号

（甲）ＧＣ株式会社

代表取締役　袁　飛

東京都台東区浅草橋三丁目一九番四号ピノチオビル五階

（乙）株式会社グランドユニット

代表取締役　龍　慧子

訂正公告

令和七年五月十三日（号外第一〇五号）掲載の不在者　杉山　玲子に係る不在者財産管理人による供託公告中、不在者財産管理人の事務所住所「神奈川県横浜市海岸通四丁目二三番地マリンビル五階」とあるは「神奈川県横浜市中区海岸通四丁目二三番地マリンビル五階」の誤りにつき訂正します。

令和七年五月二十七日

神奈川県横浜市中区海岸通四丁目二三番地

マリンビル五階

不在者財産管理人　伊澤　一美

訂正公告

令和七年五月七日（号外第一〇一号）掲載の準備金の額の減少公告中、「資本準備金の額を八億千八百五十万七百五十円」とあるは「資本準備金の額を四億千九百四十八万千六百二十五円」の誤りにつき訂正します。

令和七年五月二十七日

名古屋市南区寺部通三丁目七番一

株式会社アンブロス

代表取締役　安藤　弘

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年五月一日（号外第九十八号）公布政令第百八十六号（法務省組織令の一部を改正する政令）				
（原稿誤り）	二	上	一三付与に関する	付与及び同項の出国制限対象者条件指定書の交付に関する